



Title	印度の農村社會
Author(s)	小林, 已智次
Description	研究
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 10, 19-40
Issue Date	1942-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10710
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_p19-40.pdf



印度の農村社會

小林 己 智 次

目 次

- は し が き
- 第一節 序 説
- 第二節 カスト制度
- 第三節 土地制度
- 第四節 小作人及び農業労働者

は し が き

本稿は、パテル氏の印度農業經濟論¹⁾に據つたものである。該書はマスタール・オブ・アーツの請求論文として起草されたとその序文に記されており、印度農村の全般に亘ることなく、單にボンベイ州内の一地方の調査研究にすぎないが、本書に述べたところは、全印度の農村に概ね適用し得られると著者はいつてゐる。果して然るか斷言はできないが、當該地方が印度に於ても重要な一地帯をなしてゐるところから見て、學問的にも相當に價値ある

1) Ambalal D. Patel, Indian Agricultural Economics. Bombay. 1937.

ものといふことが出來やうと思ふ。

尙ほ、印度の農村社會については、メーンの「古代法論」や「農村社會論」の如き古典的名著を始め幾多の貴重な研究があるが、パテル氏の著書は、勿論之等の研究と比肩すべきもないさゝやかなものであるにしても、その特色ともいふ可き點は、印度人の手に依るものであるといふことである。歐米の學者の觀察し得ない點、或ひは少くも觀點を異にして、その國の青年學徒として觀察し又論斷したところに若干の意義が存在するのではないかと思ふものである。

印度人の手になる斯種の研究は尙ほ他に相當多く存在するが、之等の中主要なものだけでも引用する暇もないのは残念であるが、多少なりとも東亞民族の大部分をなす印度の農村社會研究の緒としたい意味で一先づこれを公表する次第である（本書卷末にその詳細な文献がある）。

第一節 序 說

老獪な英國の政策により、宿年飽くなき搾取の下に呻吟して來た印度にも、第一次世界大戰を契機として多少の希望がほのみえて來た。一九三五年の印度統治法 (The Government of India Act of 1935) の制定は、從來の印度統治の政治的並に經濟的外觀を一變せしめ、折からさしも深刻であつた世界的の不況も漸次に下火となり、農産物の價格も少し宛騰貴の兆が見え初めたので、印度農民も、漸く前途に明るさを認めるに至つた。今まではその退嬰的な國民性と、何一つ改善策を施して呉れない政府に對する不信とから、不幸な運命の開拓に施す術もなく過した農民も、春が甦つたやうに起ち立つたのである。農村出身の青年學徒が、故國の農業問題に調査研究の手を着けた當時の社會は正に斯かる新しい空氣の裡にあつた。

さて、印度の人々は、當時約三億五千萬人であつて、その中農民は二億七千萬人を數へ、これらが大小七十萬の村落に住んで居た。その約九割は土地に關係する何か知らの生業に従事してゐた。斯様に人口構成の上から見て壓倒的に農業國であつたが、工業上から見ても農業に依存し、輸出の八割は農産物によつて占められ、それがやがて國民の購買力の源泉をなしてゐた。政府の財政も確實な地租に大部分の基礎をおいてゐたから、結局、農業が印度の經濟的繁榮の根源をなしてゐたといふことが出来る。

斯様に農業は重要な地位を占めてゐたが、技術的に見れば全く幼稚で、數世紀來の因襲に囚はれ、歐米諸國の進歩した状態に比較すれば、土地改良施設の貧弱なることはお話にならない。嘗つて一九二六年に當時の政府農業顧問クラウストン博士 Dr. Clouston が、之について王立印度農業委員會の席上立證した悲觀論は肯綮に當つてゐる。¹⁾夫故に印度農業の發展のためには是非科學的研究が必要なのである。

従來、農業經濟學者にして夙に識られるものとしては、ボンペーのマン博士 Dr. Mann、パンヂャブのカルバート氏 Mr. Calvert の如き先覺者があり、其後多くの學徒も大いに力を注いだが、正直のところ、印度の地域が尨大であり、且つ各地の狀況が千差萬別であるために、未だ完全な成果をあげて居ないといふのが實情である。そこで、パテル氏はいさゝか違つた方法で本問題の研究を遂行した。

従來斯種の研究は村落 Village を對象としたものが多かつたが、各村落別の研究は農村生活の究明に勿論貢獻した事は明らかであるが、之等は何れも當該村落の個別的な研究である。印度でも全く自足的な村落といふものは稀有のことであつて、一般に或る村落の綜合的經濟は、之れに隣接する他の村落及び地方的小都會との間に行はれる取引と緊密な連絡があるから、數箇の村落を以つて形成するより大きな區域にして、且つより大きな自足的範圍を持つものを概括して觀察しなければ、農村經濟の全貌は明らかとならないものである。²⁾

1) Patel, op. cit. p. 1.

2) Patel, op. cit. p. 3.

以上の如き立場から、パテル氏はタルカ Taluka を單位として調査することとした。タルカは又タルク Taluk 又はタハジル Tahsil と呼ばれ（該書序文参照）一定の金を土地の官吏に貢納する地區、即ち貢納區（富山房、大英和辭典）であるが、恐らく日本の郡に當らずと雖ども遠くあるまい。そこで假りに郡としておかう。この研究方法が果して妥當であるかは斷定出来ないが、印度の實情から見ても一理ある主張といふことは出來やう。而して同一の方法を採用した研究は必ずしもパテル氏のみならず尙ほ若干の實例があるといはれる。

さて、斯様に村落を對象とせずして郡を研究單位とした理由は兎もあれ、氏がかゝる郡として自己の故郷であるボルサド郡を選んだことは賢明であるといはれやう。

ボルサド郡は、ボンベール省カイラ管區 Kaira Collectorate, Bombay Presidency に屬し、九十一箇村より成り、面積二二一平方哩に達する。山陵なく一般に平坦で地味肥沃、所謂チャロクトール Charotar. 即ち肥沃地として知られた區域の中心をなしてゐる。人口密度もカイラ管區中で最も稠密であり、當地方の代表的農業地帯といはれ、その住民は主として自作のパチダル階級並びに小作のダラス階級（後述参照）より成つてゐる。一九三一年に於ける總人口は約一四三、〇〇〇人であつて、その中農民は一八、〇〇〇人、即ち約八二パーセントに當る。而して郡内九十一箇部落の中、一萬人を超ゆるものは一箇にすぎず、最少は百十四人であるが、平均約一千三百人より成つてゐる。

次に、その調査方法を見るに、先づ全區域をその土地の肥沃度から上中下の三階級に分類し、更に之等の中より地質・種族的構成・社會的並に宗教的習俗・教育程度・負債・市場及び交通の難易等、即ち農民の經濟生活に影響を及ぼす自然的並びに社會的條件から見て、九十一箇部落中より三十七箇の代表的部落を撰擇した。更に之等の部落について、各種の條件から見て代表的家族二百八十八を撰み十數回に亘り實地調査を行つたが、主なる

ものは夏季、モンスーン季及び冬季の三回に於けるものであつた。

以上の如き實證的立場によつて當該地方の社會經濟的諸問題、就中負債問題について詳細なる研究を行つたものであるが、本稿に於いては、その中、カスト制度、土地割度、小作及び勞働者問題に關する部分の概要のみを紹介するに止める。

終りに調査部落並びに家族に關する概括的統計をあげておかう。

區 域	部 落 數	人 口	面 積 (エーカー)	耕 地	調査部落數	調査家族數
I	33	62,060	53,434	48,994	19	152
II	30	44,741	39,016	35,960	13	80
III	28	36,158	43,054	34,881	5	56
計	91	142,959	135,504	119,835	37	288

第二節 カスト制度

(一) 凡そ、人の經濟生活はその社會的身分と宗教觀とに密接の關係を有するものであるが、印度に於ては、この兩者の相關關係は特に重要なもので、之れを度外視しては正鵠の判斷は殆んど不可能であるといつてもよい。この事は印度の學者ムカージー教授も強調してゐるが、何人もこの點は異論はないであらう。茲にカスト制度の重要性が伏在する。

1) Prof. R. Mukerjee, Foundation of Indian Economics, p 60, (Patel, of. cit. p. 61. 12. 3)

さて、カスト制度の沿革や本質に就ては多くの學者の研究が發表されてゐる。大體廣狹二義より、廣義ではあらゆる封鎖的階級（開放的階級に對立する）を意味し、狹義では特に印度のカストを指す。その特色は、嚴格なる職業の世襲、カスト相互間の上下關係、及びカスト相互の嫌惡、従つて内婚の三點に存するものといはれる。テンニースは、出生階級と職業階級との統一體 *Die Einheit von Geburtsstand und Berufsstand* であると要約してゐる。²⁾

茲にいふのは勿論狹義の印度に於けるカストであることは中すまでもない。之れについて、一九一一年の印度國勢調査報告 *Census Report of India, 1911* は次の如く記してゐる。曰く「カストとは同一の祖先を有するものと信じ、且つ、一般に特定の職業を示す共通の姓を帶ぶる家族の集團をいふ」³⁾。而して、カストは凡て、婚姻、食事、職業等について特殊の方則が存し、夫等は何れも宗教上の制裁が伴ふものと信じられてゐる。初期に於ては比較的寛容であり、カスト間の婚姻や、移動等が許されてゐた。然しながら、後には永年の因襲から社會的淘汰とか社會的分業といふ原則が破れ、各カストに伴ふ固有の機能といふものが漸く固定するに至て世襲が主んぜられる様になつた。

印度のカストはその原始的形態としては次の四姓或ひは四階級に分類されるといはれ、この點では凡ての人の意見が一致してゐる。

- | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|-------|--------|-----------|----------|-----------|
| 一 | ブ | ラ | ー | マ | ン | (波羅門) | Brahmins | |
| 二 | ク | シ | ヤ | ト | リ | ア | (刹帝利) | Kshatrias |
| 三 | ヴ | エ | シ | ヤ | (毘舍) | Vaishtyas | | |
| 四 | ス | ド | ラ | (首陀羅) | Sudras | | | |

2) 高田：岩波哲學辭典，p 137 參照。vgl. HWB. der Soziologie. S. 620.

3) Patel, *of. cit.* p. 61.

ブラーマンは宗教を司り最高の地位を有し、クシャトリアは武士にして之に次ぐ貴族であり、ヴェシヤは農耕又は商業に従事する庶民、而してサドラは最低の奴隷階級に属するものとされてゐた。而して之等の四姓は永い年月の間に、種々の事情から分裂、新生又は外來による追加等により更に幾つかの副次的カストを生じ、ボンベール省のみで約百五十を算し、一九〇一年のセンサスに依れば一億六千萬人の調査中約九百を算したといはれる。次に當面の調査區域に於けるこの問題について述べやう。

(二) ボルサド・タルカのカストについて。

ボルサド・タルカのカストは、固有のアリアン人的要素に加ふるに多くの外來人種が移住混交した結果今日では約四十種に達するに至つた。さて之等の多くのカストをば如何に分類す可きかといふことが問題となつてくる。

之については、一九三一年に行はれたバロダ州 Baroda State のセンサス報告の採用した方式が参考とならう。之に依れば、カストを先づ九つの大群に分ち、印度教徒 Hindu, シェーン教 (耆那教) 徒 Jain, 及び種族に關係ある Tribal カストを第一乃至第七のカストとなし、回教徒 Muslims を第八カストとなし、其の他を一括して第九カストとする。更に之等のカストをば、文化の程度から五階級に分類するもので、之を表示すると次の如くなる。⁴⁾

No.	Name of Class	Name of the Group
I	Advanced	{ A. Brahmin B. Baria C. Patidar
II	Intermediate Class	{ D. Baria or Kols E. Artisan

4) Patel. of. cit. p. 62.

III	Illiterate Class	{F. Ranipara j {G. Depressed
IV	Muslim	H. Muslim
V	The rest	

右の分類方式は、種族・宗教・文化度等様々異つた標準を混在せしめて必しも合理的とも思はれないが、別に當て一九三二年ボンベール省センサス報告に採用された方式よりはボルサド地方の實情に合致してゐるので、パテルは結局バロダ式を採用することゝ定めたといふのである。之に依り政府直屬の七十二部落につき三回に亘り行はれたセンサスに基づくカストの分布並に推移を見れば次の如し（百分比）。

No.	1901 (%)	1911 (%)	1921 (%)	Class	1901 (%)	1911 (%)	1921 (%)
I. Advanced	34	27	24	A. Brahmin	4	4	3
				B. Bania	3	1	1
				C. Patidor	27	22	20
II. Intermdiot	51	60	27	D. Baria or kolis	47	57	25
				E. Artisan	4	3	2
III. Illiterate	9	9	44	F. Ranipara j	3	3	—
				G. Depressed	6	6	44
IV. Muslim	2	1	1	H. Muslim	2	1	1
V. The Rest	4	3	4	I.	4	3	4
Total.	100	100	100		100	100	100

前表によれば、下層カストに屬する者が一九一一年より一九二一年に亘る十ヶ年に六%より四四%に激増してゐるが、ペタル氏は、これはこのカスト群が膨脹したと見るよりも、從來他のカストに屬した者を新たにこの部門に算入したためであらうとなし、統計の信據するに足らない一證左と斷じてゐる。中層のバリア若しくはコリスは五七%より二五%にと遙に激減してゐるところを見れば、分類規準の不確定もあらうが、社會的變遷の急調を暗示してゐる様に思はれる。他のカストが大體この二十年間に異動の比較的少ない所を見ても、之によつて何れの國にも見られる如く、中層階級の没落と下層階級の増加との因果關係が印度農村にも著しい現象であることがほゞ推定できやう。

(四) 次にボルサド地方に於ける代表的の三部落について同じ様な問題を一九三一年のセンサスに依つて覗はう。ペタル氏が選んだものは、何れも當該地方の肥沃地帯に屬し、人口から見て凡そ大中小の三段階を代表するものである。即ち、アングラーブ(人口約四、五〇〇)、ニサラヤ(約一、九〇〇)及びバスナ(約一、二〇〇)であり、アングラーブは地方的市場として知られ、凡ゆるカストを包含し、ニサラヤは學者から當地方の代表的部落と認められてゐるものである。以上三部落のカストを人口構成に於ける比率から見ると次の如くなる。

No.	Ankav	Nisaraya	Yasna	Total(3 villages)
I. Advanced	33	31	55.4	36
II. Intermediate	50	55	30	47
III. Illiterate	14	14	14	15
IV. Muslim	3	—	0.6	2
V. The rest	—	—	—	—
Total.	100	100	100	100

本表によつて知られることは、中層階級が人口の大半を占め、上層之につき、下層が三位にあること、回教徒は多少存在するが基督教徒が零であることである。右は大體當地方の典型的事例と稱せられるが、代表部落の選擇が農業地帯に限られた結果であらう。

更に三部落のカスト數を見るに、アンクラープはサブ・カストを入れて四十一にして最も多いが、これは同地方が市場を持ち、鐵道停車場が設けられ、人口も多く、従つて農業以外の各種職業の成立を可能ならしめるためであると認められる。ニサラヤは二十一、バснаは僅かに十六にして前者とよき對照を示してゐる。結局人口の増加がカスト數の増加と相伴ふこと、純農村ほどカストも單純化することが見られよう。參考のために二部落の農業人口の全人口に對する比率を見るにアンクラープ八〇%、ニサラヤ八九%、バсна九〇%となつてゐる。

(五) 然らばカストと農業との關係如何。之れについて以下説明しやう。

前項にあげた代表的三部落に於ける四十一のカストの中、農業に従事するものは十四に達する。これらを各階級別に表示すれば次の如くなる。⁵⁾

I	{	A. { Barots Gosais
		C. Patidars
II	{	D. { Rajputs Patanwadias Barias Goraisias
		E. { Barbers Bhois
III	{	F. Vagharis
		G. Dheds

之れにより回教徒や基督教徒等には全く農業關係者のないことを知り得る。而して右の中、パチダール・バリアス(パクンワジアスを含む)ラジプツツ・ガラシヤス及びデツドの八カストはその八〇%が農業に従事するもので、就中パチダールは農業カストとも稱し得られる主要カストである。

ルヂザン(第二中層B群)其他にも農業に従事する者が稀に有るが、彼等は、その數極めて少きこと、主に副業

5) Patel. op. cit. p. 69

としてなすこと、贈與又は抵當權行使の結果として得たる土地を所有するにすぎないこと、及び農耕に必要な家畜・農具等を所有しないことなどの理由から之れを除外しても差支ないものと考へられる。次に主要農業カストについて述べやう。

(六) 主要農業カスト

A. パチダール Patidar

パチダールは元來「村の土地所有者」 a sharer in the land of the village と云ふ意味をもつて居り、彼等は農耕に長けてゐる。祖先はクシヤトリヤ、即ちブラーマンに次ぐ名族の出であると信じ、六世紀頃に北方印度よりグジャラート Gujarat (當地方の名稱) の肥沃地帯に南下し、土著のヨリ其他の民を征服して定著したものである。十八世紀に他の侵掠を受け一時勢力を失墜したが、再び盛返し、最近は當地方全人口の約二八%を占めてゐる。

村に於ける彼等の地位は土地所有者として優れて居り政府からも社會からも重視されてゐる。マキス Mahis 即ち村の長老乃至村長は概ねパチダールから選出される。その衣食住も比較的良好で、財産としては土地・家畜其他の財寶を持ち、大體農村の中堅となる豊かな自作者といふことが出来やう。吉凶の儀禮も自から支辨し得、或ひは負債あるにしても町の商人は安全な投資として喜んで貸付ける。彼等は又種々の職工、旅廻りの祈禱師、旅藝人等に取つて良き保護者である。

彼等は教育の程度は低いが農業技術にすぐれて居り、よく氣候風土を理解し、輪作も知つて居る。一般に氣性敢爲で進取的であるが移住はあまり好まないが、最近不況のため盛んに行はれるに至つた。農業以外の職業としては、商人・法律家・醫師・官吏などとなるものも相當多い。その性格は農民の常として概ね舊慣を墨守し、結

婚と葬儀に巨費を投ずる風がある。

これは富者に限らず、貧家は借財までして之れを支辨する風がある。饗宴の多寡によつて仲間から批難されることを惧れるからである。

因みに、早婚は一般に印度の弊風であり、これがため早婚禁止法 (Child Marriage Restraint Act. 1929.) を制定し舊弊是正につとめてゐる。子女の外出は嚴に抑制され、特に社會的地位の高いほど嚴格であり、婦人は村の共同井戸からの水汲みのためにも外出出来ない場合もある。概して婦女子の地位は低く教育も不振である。

同じパチダールに屬しても部落を異にすると相互に交通しない場合もあり、通婚も行はれないこともある。寡婦の再婚については共通の原則といふものはないが、或る部落では絶対に禁止され、或るものでは是認されてゐる。宗教はヒンズー教が行はれ、稀に他の宗教も多少信ぜられる。何れにしても他人の宗教は尊重する。種々の占を信じたり斷食したり、時には宗教的饗宴を行ひ又順禮も行ふ。農耕の開始・建築・井戸掘等に宗教的儀禮が屢々行はれる。

要するに、パチダールは比較的堅實な自作農として、社會的にも中堅をなし、進取的にして環境に順應する傾向があり、知識階級には近代的生活を享有するものも出て居るが、一般に教育は未だ不振であり、之れが普及により向上せしめる餘地が存する。

B. ダララ及びコリ Dharaals and Kolis

パチダールが概ね自作者なるに反し、ダララ (バリアと同じ) とコリとは小作人階級を形成する。彼等は山岳林野地帯の原始土著人の後裔で、コリはダララよりも社會的地位が低いものと認められる。彼等は當該地方の全人口に對し約三八%の比率に及び、最も多いカストであつて殆んど各部落に散在してゐる。

その性元來兇暴であり、英領前には概ね掠奪を事とする無頼の徒であつた。近年に至るまで一般の治安を害し善良な農民に取つて不安の種であつた。就中ババル・デバ（ダララに屬する）といふ兇漢は此の地方で悪名を馳せ、遂に官憲に捕へられたが其の巨額の費用はハイデア・ヴェロ *Haidia Vero* 即ち一種の刑罰税として地方民に賦課されたが猛烈な反對を招いて二ヶ月で停止したといふ挿話がある。

最近その惡習も大いに改善され、漸次に歸農する傾向があるが、農業技術は拙劣であり、性怠惰にして僅かに數ヶ月を支ふるに足る收穫を得れば満足し、浪費癖もあり常に負債に惱んで居る。従つて生活程度は極めて低く、強健な肉體と精力を持ちながらその日暮しが多い。

宗教は印度教、文盲にしてポリガミーが普及し早婚の風習あり、寡婦の再婚が常に行はれ離婚も多い。要するにパチダールに比較してはるかに劣惡な農業カストといふことが出來やう。

C. 奴隸カスト (不可觸階級) Untouchables

無學の下層カストの中、デット、バンギ及びチャマル等も亦農業カストといふことが出來やう。デット *Dietts* は農業労働者を普通とし、バンギ *Bangis* は村の掃除人夫であり、チャマル *Chumars* は皮革鞣工や家畜運搬人から成つてゐる。後の二者は其の數少く村々に僅か宛散在してゐるにすぎない。之等の一般から除け者にされてゐるカストはハリジャン *Harjan* と呼ばれ、この地方の一九三五年に於ける報告によれば、總人口の約一五%を占めてゐる。

デットは一般に農業労働に従事するものであり、稀に織物工となるものもある。土地は殆んど持たず、他の農家に農繁期に雇はれ、この季節外には一家を擧げて他の部落又は都會に移り主に工業方面の労働を求める。其性は勤勉にして克く困苦に堪える。時には上層階級より無料奉仕を強ひられ之れを拒めば制裁を受けるほど無氣力

でもある。又収入は僅かなので生活程度は極めて低いが、婚禮・葬儀等の費に充てるためカランダ制度 *Khandha system* と稱する高利（一ヶ年三割乃至四割）の借債をなすを常とし、之れがために勤勉にして質素なるにも拘らず貧苦から浮上ることが出来ない。體軀も一般に虚弱である。

社會的には最も抑壓された階級に屬し、しかも神を恐れ従順にして單純なるも一般社會から除外されてゐる。夫れがために、公設井戸・水槽・學校・圖書館・寺院等を利用することが出来ない。住居は部落の郊外に限られ早婚にして寡婦の再婚を認める。宗教は印度教を信するものが多いが、近年基督教がこの下層階級に宣布され約四三%が之に入つたことは注意すべき點であらう。

以上の如く、下層カストは社會的に極めて不遇の地位にあり、農業勞働の給源として僅かに存在してゐるにすぎないが、近年之れに對し基督教會の社會救濟事業が著しく普及發達し、無料の宿泊所・學校・醫療施設等を始め、生活改善ならびに解放運動が勃興しつゝある。之れに依り彼等の物質的更生のみならず、社會的除外の習俗匡正の運動が發展し多少の効果は認められるが未だ容易に舊弊を一掃し得ない。カストの封鎖的特性がこの點でもよく示されてゐる。

D. 職工カスト

茲に職工カストと假稱して一括したものは、凡そ農業に密接の關係を有する雑多の手工業者を指したもので、鍛冶工は農機具製造に、大工は農具製造に依つて關係を持ち、理髮師も村では屢々簡易な外科醫としての役目を果し、又その妻は産婆となつて農民に御用をつとめる。靴工は靴の他にも皮網の如き農業用の皮細工を造り、印度人に必要な水汲用の皮袋の如きもその手になる。陶工は土皿や穀倉の造營に關係するといつたやうなものである。之等の仕事は現金の他に一部は穀物を以つて支拂はれる。

以上に於いて大體、純粹の農業カストと認められるものから之れに準ず可きものに至る各種カストの概況を述べた。

(七) 次にカスト制度の農業經濟に及ぼす影響について述べやう。之についてベクル氏は次の如く七項目に亘つて論じてゐる。

第一 社會的分業　カストは學者が經濟的繁榮の基となす社會的分業原理を基礎としてゐるといふにある。即ちカストは夫々の農村經濟内に於いて特定の職能を負ひ村落の集團生活は各カストの協同の上に成立つてゐる。かくして過去に於ては自給自足の村落單位も存在したことはない。

第二 世襲制の確立　カストは又各人の職業の世襲制により職業選擇のために無用の心配をする煩を省くといふにある。これがために社會的並びに個人的安定をもたらし、且つ職業習得に極めて便宜であり且つ容易であるといふにある。

第三 カスト内の協同促進　カストは又同一カストに所屬する者の協同を促進せしめ、近代的協同組合制度の目的と軌を一にするといふにある。例へば吉凶に伴ふ種々の儀禮には必ず同一カストの所屬者は相互に扶助し、男女夫々適當の仕事に分擔し、奴隸も夫れに相當の役目を演ずるが如きこれである。婚費には古來チャンラ Chaula と稱する負擔金が當事者の親戚知友等から出捐されたものであるといふ。

第四 隔離と特權の有無輕重　同一カスト又は數多のカスト間に於いて、夫々そのカストが特權を持つか持たぬか、又はその特權の輕重等を最もよく示すものは部落形成の際に於ける中心よりの隔離の程度によつて示されることを普通とする。即ち中心より遠去かるに従つて地位は低下する。例へばブラーマンやバニアが中心に位しパチダール之に次ぐといつた如くである。斯くして各カストは夫々特殊地帯を占據し、之れがために、カスト

の結合を強化し相互防衛に役立つといふにある。何故隔離が行はれるかといへば、カストが異れば飯食を共にすることが出来ず、又地位の高いカストの者は低いカストの者と同席することも出来ないからであるといはれる。而して、各カストの地位の規準はその經濟力や智力の差に依らずして全く古來の傳統によるものであり、云はゞ運命的である。例へばパチダール、ラヂブツツ、ダララ等は何れも同様耕作者であつても、パチダールが最高の地位を有するが如きはこれがためである。

第五 カスト團體の自主的統制 各カストは夫々カスト團體を形成し、所屬員に對し奉仕してゐる。又所屬員の行動を監視し、カストの基金管理も行ひ、金利や貸銀の決定等の經濟的機能をも營み、之れが制裁は國法を超越して行はれ、その強化は弊害を伴ふこともあるので政府の干渉が行はれる様になつた。

第六 内婚制 極端な内婚制が特色をなしてゐるが、これがためあるカストの男は他のカストの女と婚姻を行ふを得ない。屢々あるカストの副カストにさへも之れが適用される。これを嚴守する結果民族の發展を妨げ、又男女の比率が不均衡となり、男子數が著しく女子より少くなつた。

第七 勞働及び資本の移出制限 カストは勞働及び資本の移出を忌むために種々の弊害を生ずる。例へば、パチダールが他村に移住すると、カンビ Kambi といふ極めて侮辱的な意味の名稱を附せられ卑下されるから移住者はこれを甘受するか又は移住を止めなければならない。學者の中には斯かる風習を以つて平等觀に反するものとして批難するものもある。又この風習は收入の道を制限し生活標準を低下せしめる結果ともならう。

結 論 以上カスト制度の特徴ともいふ可き點をあげたが、ペタル氏は結論として、本制度は多くの長所を持つてゐるが、社會的宗教的ならびに經濟的發達を阻害したことも明らかであるから、これを撤廢して萬人を平等ならしめることに努めねばならない。これは極めて難事業であり近き將來には到底實現すべくもない。然し

漸進主義を以つて、先づサブ・カストを基本カストに吸収せしめ、基本カストを最後に單一カストとして合同せしむるに如くはないであらう。現在のカストが有する長所は種々の協同組合運動を以つて代らしめることにする。各階層の固有の文化とか傳統とかは社會の各方面に夫々有效な機能を發揮するであらう。その相互の隔りも教育の普及に依つて是正することが出来やう。今日の文化の趨勢は各人に可及的に均等の機會を與へることにある。今日高等教育を受けた印度の文化人の中には既に何等の差別も認めて居ない者が多い。外婚制も之等の人々に依つて行はれてゐる。教育と訓練こそ各人自己の職業を決定するもので斷じてカストではない。夫故に各人がカストの異同を忘れて眞に單一のカストの中に混入し、唯一つの印度人といふ名を誇り得る日の來ることを望むものであると結んでゐる。

第三節 土地制度

ポルサド郡内の政府直屬七十二部落に於ける一九〇一年及び一九二一年の二回に亘る調査から、農家の土地所有形態を見れば次の如くである。¹⁾

	土地面積 (エーカー)	戸 數	
		1901	1921
室	5 以下	7,740	19,740
	6-25	5,107	3,916
	26-100	507	432
	100-500	30	29
	計	13,447	24,117
數	全面積	94,660	
	5-	58	82
	6-25	38	16
	26-100	4	2
	100-500	—	—
率	計	100	100
	全面積	94,660	92,639
	一戸平均	7	3.8

1) Petal. op. cit. p. 124-

それによつて見ると、所有戸數はこの二十年間に約八〇%の増加を示したるに拘らず、耕地面積は却つて僅かながら二%の減少を示してゐるから、一戸平均の耕地面積に於いて七英反から三・八英反へと殆んど半減してゐる。斯かる急激の變化が如何なる事情に基くか判明しないが、この傾向から見れば最近は更に二英反内外に減少せねばなるまいと云はれてゐる。尙ほ、五英反以下の所有者が二十世紀の初頭に於いて既に過半數を占め、爾後二十年間に更に増加して八二%に達したるが如きは如何にも農家没落の急潮なるかを示すものである。

然らばこれが原因如何。ベタル氏は第一に相續制度をあげてゐる。即ち印度では、平等分割制が行はれ、父の死後その財産は凡ての男兒に平等に分割されるために耕地細分の因をなすものである。次には人口増加率の高いことがあげられる。一九〇一年から一九二一年の間に同地方の人口は四・四%の増加を示した。特に男子は女子に對して三對一の割合で多くなつてゐるといはれる。第一の相續制度の特質と相結んでこれが細分化に一層拍車をかけたものであらう。第三は生活苦のために土地を抵當として負債をなし、これがために債權者就中商人等の手に土地所有權が移動することがあげられる。第四には、寺院に對する寄附（これを、パンジヤラポール Panjara-poles と呼ぶ）其他の慈善事業に對する寄附等があげられてゐる。後者の例としては、各村々にはデット、パンギの如き奴隸カストや貧しいブラーマン等のためにパッサヤ Pasayatas と稱する數英反の土地が設けられてゐるといふことである。

以上の諸原因の中、各國共通のものもあるが印度特有のものもある。さてかくして土地の細分化が行はれることは農村人口増加から来る自然の勢で或程度は避け難い現象であるが、ベタル氏は細分化それ自身は必しも悪いものとは思はないと見てゐる。即ち耕地過大なる場合には却つて粗放經營に流れ易いので、所謂適性規模の程度に分割されることはよいが、その標準以下になる場合に初めて細分化の弊が認められるものといふにある。

右の土地分割は、平等相續制のために、各相續人が夫々單に面積のみならず肥沃度・交通の便否等様々の下にその權利を主張するために一層激化して零細化が助長されるのである。斯くの如き耕地零細化は結局農業經營の安定を缺く主要原因となるので、政府や識者の間に改善の方策が屢次に亘つて唱へられ、一九二五年のボンペー立法委員會に於ては法律を以つて小耕地所有者の合同を爲さしめ適性規模を維持せんと計つたが農民の猛烈な反對を受けて實現しなかつた。ペタル氏は自發的の耕地組合結成を以つて本問題解決の最良策となし、或は耕地交換策を主張するものもあるが、容易に實現しないやうである。

第四節 小作人及農業勞働者

一、先づ該地方に於ける各階級別の人口を百分比を以つて示すと次の如くである。¹⁾

		1895	1921
農業關係者	地主	1.97	6.52
	自作人	37.91	38.20
	小作人	29.60	30.28
	勞働者	5.14	6.14
	其他	0.03	0.71
	計	74.65	82.12
	非農業者	25.35	17.88
	合計	100	100

之によれば、小作人は大凡三〇%内外を占め、勞働者は六%内外にすぎない。人口構成から見た中心は自作農にあることを知り得る。唯地主が急増した點は注意に値する。

二、小作人は、前表に示す通り、當該地方の農業人口の約三割を占めてゐる。パチダールが自作者の大部分を占めるに對して、小作人は主としてグララ階級によつて占められてゐる。勿論中には多少の土地を所有する者もあるが到底之れに依つて衣食するに足るものではなく、

1) Petal. op. cit. p. 174

結局小作地を求めざるを得ない。或は之等の僅かな土地さへ抵當物件に充てたるため事實上全く小作人と同様のものもある。尙ほパチダールにして小作する者も少數はあるがいふに足らない。或はパチダールが自己の瘦地を他に小作せしめ自分は良地を他から借りてゐる者もあるといはれる。

三、次に小作制度を一瞥しやう。一般に、土地は年々小作 on Year to Year Lease により貸付けられ、宗額金納制か、又は分益物納制を採つてゐる。

小作料の決定は、主として、地質の良否、市場への近接度、灌漑の便否等の外に、尙ほ小作人の社會的地位如何によつて行はれる。最後の條件は必しも明白でないが、パチダールの如き上層カストに屬するものが、小作する場合には、比較的良地を先づ占めるので、ガララの如き下層カストの小作地よりも小作料よりも高くなるといふことがあることは認められてゐる。寺院とか慈善團體の所有地は、一般に低廉であるといはれる。地主が肥料を提供し、又は土地改良を施した場合は高くなる。又地主に對し債務のある場合は一般に高く、特に問題となるのは、シヨーカー湖 The Showkars method とて、地主から高利の金を借り、小作料は年々の利息に充てられ永久に債務奴隸として無料で地主の土地を耕作するが如き結果に陥らしめる場合である。シヨウカーなるものは概ね金貸し、仲買人、銀行家、商人等の類で多くは不在地主であるが、假令村内に居住しても農業に興味を持たず、従つて土地改良の如きを考慮せずして單に地代を得ることを目的とするので、拷問的小作料 Rack-rent の搾取といふことが生れ易い。

寺院や慈善團體の所有地は管理人が概ね怠慢のために敢て土地改良も施されず、従つて社會事業としての原因と相加はつて小作料が低くなるものゝ如くである。

次に、分益小作制を見るに、地主から肥料を供給した場合には、主作物の外に周圍の草木等までを含めた全收

穫物の半分を小作料として納め、普通の場合は主作物の折半といふことになる。墾農にして小作料の納入が不安定の場合か、又は金納よりも有利であると考へた場合には、地主は多く分益制を主張するが、精農小作人は寧ろ金納制を撰ぶを常とする。然し凶作相繼ぐ場合には結局この分益制に落付くことになり、近年多少増加の傾向があるが、未だ金納制の方が遙かに多く行はれてゐる。當時の調査に依れば、管内に於いて僅かに七%がこの制度に屬するのみである。

分益制については、學者に依つては反對する者もあるが、無資力の小作人としては自分から合理的に經營し、凡てを金納化することは困難であるからこれを撤廢することは無産農民の生産力を減退する恐れがあり、寧ろ、問題は、凡ての地主がその所有地に對して熱意を示し、充分の資材を供給することこそ解決の主要點であるといふのがこの著者の見解である。

三、農業労働者は當地方に於ける農業人口の中、僅かに六%内外を占めるにすぎないことは前表に示された通りである。

之に従事するものは、主としてデツド即ち最下層の奴隸カストに所屬さるものであり、一部はガララ及び稀に貧しいパチダールに依つてもなされることがある。然しながら、興味ある點は均しく農業労働といつても、之等のカストを異にするものは夫々勞務の種類が一定してゐることであり、カスト制度の特徴を克く示してゐる。即ちデツドの爲し得る仕事は、除草、作物の刈取、稻や煙草の移植等の如き、比較的單純な勞務に限られ、車輛を驅使すること土地の耕耘の如き方面は、ガララかパチダールが爲すことゝなつてゐる。尙ほ又、後の二者は勞働者であつても、物持ちの地主と自由に仲間入りが出来るが、デツドは全く除け者扱ひにされるのである。

賃銀は日給を普通とする。一般に、仕事が一日繼續される場合には、晝食は耕地の中で雇主から給され、辨當

持參の場合にはそれに對し別に幾分か支拂はれる。勞働時間は午前八時から日没まで約十時間、若し煙草葉の摘取の如く早朝の露の干ぬ間に行はねばならない様な短時間の仕事の場合には時間拂ひとする。賃銀は慣行により品物を以つて支拂はれることもある。これは打穀作業の如く、この地方では夜から始めて翌朝に繼續するやうな、一日の勞働日程でなし得ない仕事について行はれてゐる。

契約期間は又、一年に亘ることもあり、この年雇は必ずガララに限られて居ることも注意す可きであらう。これは普通住居小屋と夜食が供給される。女子や子供も雇はれることがあるが概ね輕易な仕事に限られてゐる。

賃銀の高低は需要供給の原則に支配されることはいふまでもないが、近年その供給源の主體ともいふ可きデツド階級が附近の工業都市に移動する者多いため益々勞力不足を來し、これは農業勞働の如き季節との關係の深いものに取つて重大であるが、特に煙草栽培者に取つて致命的の影響を與へてゐる。尙ほ教育の普及や、上層階級の横柄な態度等も下層カストの離村を促進せしめる原因となつてゐることも疑ひを容れない。

斯様に、時に賃銀が種々の原因によりせり上げられることはあるにしても一ケ年を通じて勞働者の得可き所得は極めて貧弱なもので、彼等、主としてデツドの生活標準は實に低度にとり、これが結局農業勞働の能率を依然として不振ならしめる原因と見られる。茲に於て著者の如きは速かに指導階級は適正賃銀を定めて一面に農業の發展に便せしめ他面デツドの更生策を圖る可きであるとなしその緊急且つ重要性を強調してゐる。

附記

本稿は昨年九月行つた法經會の研究報告草稿である（昭和十七年二月）